

展示スポンサー制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、京都市南部クリーンセンター環境学習施設スポンサー制度実施要綱第2条第3号に規定する展示スポンサー制度について、その取扱を定める。

（制度内容）

第2条 市長は、展示スポンサー制度に協賛する企業又は団体（以下「スポンサー」という。）を募り、京都市南部クリーンセンター環境学習施設（以下、「さすてな京都」という。）における展示や来館者誘導の充実を図るものとする。

（協賛内容）

第3条 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。

- (1) 協賛金額は、一口1万円（年間）とする。
- (2) 協賛は、複数口可能とする。
- (3) 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- (4) 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。
- (5) 既納の協賛金は返還しないものとする。ただし、第5条の規定による場合においてはこの限りではなく、返還する場合は全額とする。

（協賛手続）

第4条 展示スポンサー制度へ協賛しようとするものは、協賛申出書（第1号の1様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出書を受領した後、スポンサーを決定し、協賛金の納付書を発行するものとする。
- 3 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書（第2号の1様式）をもって通知し、スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等を協賛した展示物品又は南部クリーンセンター等で表示するものとする。表示を行う期間は、協賛期間と同一とし、スポンサーから申出があった場合は、表示を取り止めることができる。
- 4 市長は、協賛口数に応じて、表示を付加することができる。
- 5 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

（協賛の取消）

第5条 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、協賛を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書（第3号様式）により通知する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、展示スポンサー制度の事務取扱に関し、必要な事項は、環境政策局適正処理施設部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。